

鳥取県告示第 795 号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業高住地区農業用道路）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年9月21日から同年10月11日まで

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。